

6章 荘園と武士

要点

重要ポイント

- (1) 10世紀に東アジア世界に起きた変化は何か。
- (2) 日本でも律令国家が大きな変容期を迎えるので、その変化を理解する。

【1. 国際関係の変化】

1. 唐の滅亡

朱全忠しゅぜんちゆうが唐を倒して後梁を建国する(907)。以後、半世紀の間、五代十国の混乱期を迎える。

2. 宋の建国

- ① 趙匡胤ちやうきやういんが宋を建国し(960)、宋は最終的に呉越ごえつと北漢ほっかんを倒し中国を統一(979)
- ② 日本は宋と正式な国交はない
- ③ 宋の船が九州の博多などに来航して、書籍・工芸品・薬品などがもたらされる
- ④ 渡宋する僧もいた

例：奝然ちやうねん…東大寺の僧。983年に宋に渡る。清涼寺の釈迦如来像などをもたらす
成尋じやうじん…天台宗の僧。1072年に宋に渡る

3. 新羅の滅亡、高麗の建国

新羅では、10世紀になると地方豪族の反乱が相次ぎ、その中から現れた王建おうけんが918年に高麗を建国した。その後高麗は936年に朝鮮半島の統一に成功した。王建は日本に通好を求めたが、日本は応ぜず、以来高麗の滅亡まで国交はなかった。

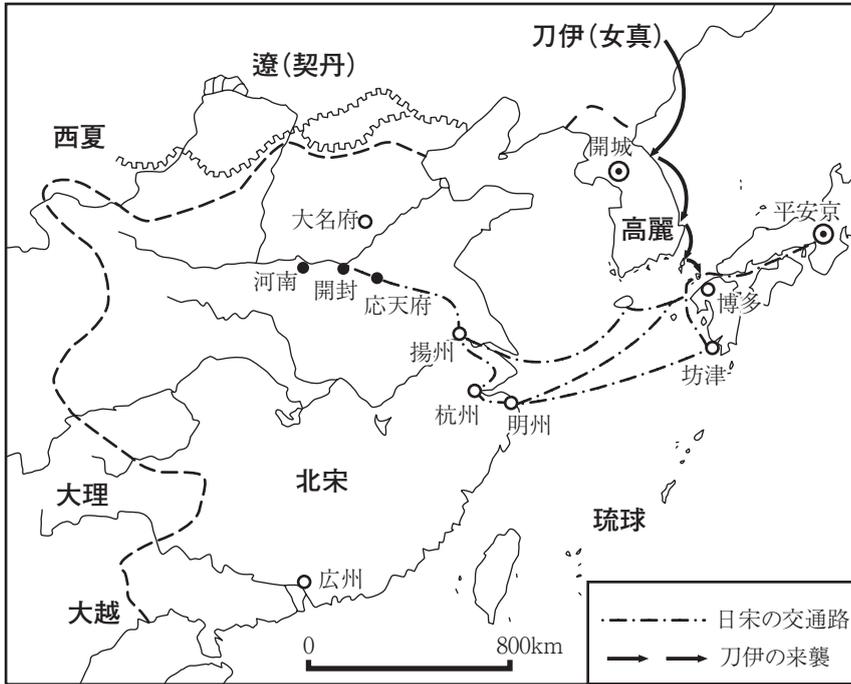
4. 遼の建国、渤海の滅亡

モンゴル系契丹きったん族から耶律阿保機やりつあほきが現れ、契丹8部族を統合すると916年に遼りやうを建国した。(当初は大契丹国と称したが、947年に中国風に遼と国号を改めた。)耶律阿保機は、渤海に生じた内紛を機に渤海を攻め、926年、一時「海東の盛国」と称された渤海は滅びた。

5. 刀伊の入寇

かつて渤海の領域であった沿海州地方で、一時、遼の支配下にあったツングース系の女真族と(刀伊は朝鮮での呼称)は頑強な抵抗の末に遼に支配を断念させた。その後、金の成立に至るまでこの地方は政治的に統合されることはなかった。しばしば南下して高麗を悩ませていたが、1019年には博多湾に侵入し、大宰権帥藤原隆家が指揮する九州の武士たちに撃退された。

● 10～11世紀の東アジア



【2. 公地公民制の崩壊】

1. 9世紀の社会の変化

浮浪・逃亡が増加し、^{ぎせき}偽籍が横行するようになると班田収授の実施は困難となった。国家財政の維持が困難になると、大宰府に^{くえいでん}公営田（823）、畿内に^{ともがら}官田（879）を設置し、これらを直営することで財源の確保を行った。こうした中、^{ともがら}富豪の輩と呼ばれる有力農民が出現し、私営田経営や私出挙を行う一方、都の貴族らに土地を「寄進」する動きを見せた。

10世紀初めに醍醐天皇は班田の励行（902）、^{ともがら}延喜の荘園整理令（902）の発令を行い班田制の再建をめざしたが、失敗に終わり、限界がかえって明らかになった。

2. 負名体制への転換

① 国司の徴税請負人化

：朝廷は国司に一定額の税の徴収を請け負わせ、地方支配を一任

② 国司は、^{みょう}名（徴税単位の田地）を有力農民（^{たど}田堵）に請け負わせ、^{ともがら}官物・臨時雑役を徴収（人頭税中心の税体系から土地税に転換）

3. 国司職の利権化

① ^{ずりょう}受領：現地に赴く、国司の最上席者

受領の中には、^{もとなが}尾張国郡司百姓等解（文）（988）で訴えられた^{もとなが}藤原元命のように暴政を訴えられる者もしばしば現れた

② ^{ようじん}遙任：任国に赴かない国司、^{もくだい}目代を派遣

③ 売官売位の風潮：^{じょうごう}成功（わいろで官職を得る）・^{ちやうじん}重任（わいろで任期を継続）

4. 有力農民の成長

① ^{たど}田堵：国司から名を請け負う有力農民

② ^{おきな}大名田堵：たくさんの名を請け負って大規模な経営を行う

③ ^{かいはんりんしゅ}開発領主：山林原野や荒地の開発を始める

⇒徴税を強化する国司と対立・衝突

5. 11世紀＝荘園の発達〈寄進地系荘園〉

① 荘園の構造

開発領主は都の「権門勢家」に土地を^{りやうけ}寄進して^{りやうけ}領家と仰ぎ、自らは^{りやうけ}荘官となって、荘園の管理にあたる（領家には得点を納める）。領家はさらに上級の貴族・寺社に寄進して、^{ほんか}本家と仰ぐ者もあった。

② 荘園の保護

a. ^{ふゆ}不輸の権：租税の免除〈^{かんしょうふしょう}官省符荘・^{こくめんのしょう}国免荘〉

b. ^{ふにゅう}不入の権：国司の送る検田使の立ち入りを拒否。やがて警察権の介入も拒否

●延喜の荘園整理令

太政官符す

応に勅旨開田并びに諸院諸宮及び五位以上の、百姓の田地舎宅を買ひ取り、閑地荒田を占請するを停止すべきの事

右、案内を検ずるに、頃年勅旨開田遍く諸国に在り。空闲荒廢の地を占むと雖も、是れ黎元の産業の便を奪ふなり。加之新たに庄家を立て、多く苛法を施す。課責尤も繁く、威脅耐へ難し。且つ諸国の奸濫の百姓、課役を遁れんが為に、動もすれば、京師に赴きて好みて豪家に属し、或は田地を以て詐りて寄進と称し、或は舎宅を以て巧みに売与と号し、遂に使に請ひて牒を取り封を加へ勝を立つ。国吏矯飭の計と知ると雖も、而も権貴の勢を憚りて口を鉗み舌を巻き敢て禁制せず。

……左大臣宣言すらく、勅を奉るに……宜しく当代以後、勅旨開田は皆悉く停止して民をして負作せしめ、其の寺社百姓の田地は各公験に任せて本主に還し与ふべし。…

延喜二年三月十三日

(『類聚三代格』)

●尾張国郡司百姓等解(文)

尾張国郡司百姓等解し申し、官裁を請ふの事

裁断せられむことを請ふ、当国の守藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の官物、并せて濫行横法三十一箇条の愁状。

一、裁断せられむことを請ふ、例挙の外に三箇年の収納、暗に以て加徴せる正税冊三万二千二百冊八束が息利の十二万九千三百七十四束四把一分の事……

一、裁断せられむことを請ふ。守元命朝臣、京より下向する度毎に、有官・散位の従類、同じき不善の輩を引率するの事……

以前の条の事、憲法の貴きを知らむが為に言上すること件の如し。……望み請ふらくは件の元命朝臣を停止して良吏を改任せられ、以て将に他国の牧宰をして治国優民の褒賞を知らしめむ。……仍て具さに三十一箇条の事状を勅し、謹みて解す。

永延二年十一月八日 郡司百姓等

●荘園の寄進

かの子木の事(肥後国)

一、当寺の相承は、開発領主沙弥、寿妙嫡々相伝の次第なり。

一、寿妙の末流高方の時、権威を借らむがために、実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家領掌進退の預所職となる。

一、実政の末流願西微力の間、国衛の乱妨を防がず。この故に願西、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王に寄進す。件の宮薨去の後、御菩提の為め……勝功德院を立てられ、かの二百石を寄せらる。其の後、美福門院の御計として御室に進付せらる。これ則ち本家の始めなり。……

(『東寺百合文書』)

【3. 武士の台頭】

1. 武士の発生（10世紀）

- ① 初め開発領主らが勢力の拡大のために武装
- ② 任期終了後も土着した国司が現地で有力者として成長
- ③ ②などを棟梁とうりょうと仰ぎ武士団を形成（清和源氏・桓武平氏）
：主人一家子一郎党一下人・所従

2. 承平・天慶の乱（939～941）

- ① 平将門の乱（939～940）
 - a. 伯父の平国香くにかを殺害
 - b. 常陸・下野・上野の国府を攻略し、猿島さしま（下総）を本拠地に「新皇」と称す
 - c. 藤原秀郷ひでさと（下野国押領使）・平貞盛さだもりらによって鎮圧（940）
- ② 藤原純友の乱（939～941）
 - a. 伊予国の国司（掾）、任期終了後に海賊となる
 - b. 日振島ひぶりを根拠地とし、大宰府を焼打ちにする
 - c. 小野好古よしふる（追捕使）・源経基つねもとらによって鎮圧（941）
- ③ 結果
：朝廷・貴族の無力が明らかとなり、治安維持を武士に頼り始める（滝口の武士・北面の武士）。一方で、源氏・平氏が「武家の棟梁」として大武士団を形成する第一歩となった

3. 清和源氏の台頭

- ① 清和天皇の子孫
- ② 経基：源の姓を賜る。藤原純友の乱（939～941）の鎮圧に功績
- ③ 満仲みつなか：安和の変（969）をきっかけに摂関家に接近
- ④ 頼信よりのぶ：平忠常たいらのただつねの乱（1028～1031・上総国）を鎮圧 = 源氏の東国進出のきっかけ
- ⑤ 頼義よりよし：前九年の役（合戦）（1051～1062）を平定
陸奥の豪族である安倍氏の反乱を、出羽の豪族清原氏の助けを借りて鎮圧
- ⑥ 義家よしいえ：「八幡太郎」と呼ばれる
後三年の役（合戦）（1083～1087・清原氏の内部紛争）を鎮圧
⇒頼信・頼義・義家3代で東国の武士と主従関係を結び、源氏の基盤を確立

4. 奥州藤原氏

- ① 後三年の役の勝者である清原清衡が父方の姓を称した
- ② 清衡きよひら・基衡もとひら・秀衡ひでひらの3代にわたり、金・馬・北方交易の富をもとに繁栄
- ③ 平泉（岩手県）に京の文化が開花
例：中尊寺ちゆうそんじ（清衡）・毛越寺もうつし（基衡）・無量光院むりょうこういん（秀衡）

